

事 務 連 絡
平成 22 年 10 月 8 日

社団法人全国国民健康保険診療施設協議会 御中

厚生労働省医政局総務課

医療・介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等に係る施設管理者に対する注意喚起について

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管・高齢保健福祉・介護保険主管課（室）宛てに、厚生労働省医政局総務課並びに老健局高齢者支援課、振興課及び老人保健課連名の事務連絡を発出したところです。

つきましては、同種事故の発生防止を図る観点から、貴団体からも傘下の医療機関等に対する周知徹底方よろしくお願いいたします。周知を行うに当たっては、別添中「医療・介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等に係る施設管理者への注意喚起のお願い」（平成 22 年 10 月 8 日消政調第 110 号消費者庁政策調整課長通知）について、特に御留意頂きますようお願いいたします。